

第16回「専門社会調査士(8条規定)」資格認定審査結果についてのご報告

資格認定委員会委員長

飯田浩之

2019年10月1日

2019年7月3日締め切りで募集いたしました「専門社会調査士(8条規定)」には、全体で108名(申請区分(1)99名・申請区分(2)9名)からの申請があり、審査の結果、全体で87名(申請区分(1)78名・申請区分(2)9名)の資格を認定いたしました。

ここに、これまでの認定経過と認定方法についてご報告いたします。

記

1. 資格認定の経過

資格認定委員会委員による内容審査を行いました。その審査結果に基づき、資格認定委員会にて審査を重ね、最終的に合否を決定いたしました。

以下は、今年度の審査過程の詳細です。

(1) 委員による第1次審査 (審査日程：8月1日～8月20日)

14名の委員が、割り振られた申請について提出研究論文を査読し、提出書類を審査した上で、審査結果報告書を作成しました。

(2) 委員による第2次審査 (審査日程：8月22日～9月2日)

第1次審査で再査読・再審査の対象となった提出研究論文・提出書類について、第1次審査とは異なる委員が再度査読・審査いたしました。

(3) 資格認定委員会による最終審査 (審査日程：9月7日・23日)

9月7日開催の資格認定委員会において、内容審査を担当した委員が各申請者についての審査経緯を報告、第1次審査結果、第2次審査結果の検討をいたしました。また、それぞれの段階で精査が必要とされた申請について提出研究論文、提出書類等の内容を再度確認、その上で、申請者108名中、106名についての最終審査結果を得ました。

保留となった2名の申請者については、審査を継続し、9月23日開催の資格認定委員会にて最終審査結果の確認をいたしました。

2. 資格認定評価項目

専門社会調査士(8条規定)の資格認定では、提出研究論文・調査教育歴・調査実施歴・研究業績の4つの評価項目を設け、申請区分(1)・申請区分(2)ごとに審査しました。

[共通の基準]

(1) 提出研究論文が社会調査に関連しないと判断された場合は、他の項目の評点の如何にかかわらず不合格とする

(2) 調査教育歴・調査実施歴がいずれもないと判断された場合は、不合格とする

[申請区分(1)]の基準

(1) 提出研究論文の評価項目

- ・レフェリー付の学術雑誌論文、博士論文、著書(単著)
- ・著書(共著)、科研費等の学術的社会調査研究報告書など

※提出研究論文については、社会調査の結果を用いた論文(著書)もしくは社会調査に関連する論文(著書)であるか否かに加え、学術的研究論文であるか否かも審査する

(2) 調査教育歴の評価項目

- ・大学等における常勤または非常勤(TAは除く)での、社会調査士認定科目の教育歴
- ・大学等における常勤または非常勤(TAは除く)での、社会調査関連科目の教育歴

(3) 調査実施歴の評価項目

- ・科研費等の学術的社会調査研究に従事し、報告書・論文等で研究報告を行った経験がある
- ・学術的な調査を自ら企画し実施した経験がある

(4) 研究業績の評価項目

- ・提出研究論文以外に、社会調査の結果を用いた、もしくは社会調査に関連するレフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著)・博士論文がある
- ・提出研究論文以外に、社会調査の結果を用いた、もしくは社会調査に関連する著書(共著)・科研費等の報告書などがある

(5) その他の評価項目

- ・アドバンスド社会調査セミナーを受講し試験に合格している

[申請区分(2)]の基準

(1) 提出研究論文の評価項目

- ・レフェリー付の学術雑誌論文、博士論文、著書(単著)
- ・著書(共著)、科研費等の学術的社会調査研究報告書など
- ・調査研究に関わる雑誌の論文
- ・調査の成果物(調査報告書・調査レポートなど)

(2) 調査教育歴の評価項目

- ・大学等における常勤または非常勤(TAは除く)での、社会調査士認定科目の教育歴
- ・大学等における常勤または非常勤(TAは除く)での、社会調査関連科目の教育歴
- ・大学以外の学校等での、社会調査に関連する教育経験

(3) 調査実施歴の評価項目

- ・社会調査プロジェクトに従事し、報告書・論文等で報告を行った十分な経験がある
- ・調査部門での4年以上の勤務経験がある

(4) 研究業績の評価項目

- ・提出研究論文以外に、社会調査の結果を用いた、もしくは社会調査に関連するレフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著)・博士論文がある
- ・提出研究論文以外に、社会調査の結果を用いた、もしくは社会調査に関連する著書(共著)・

科研費等の報告書などがある

- ・提出研究論文もしくは調査報告書等の成果物以外に、調査研究に関わる雑誌・調査報告書等において研究もしくは実務に関わる業績がある

(5) その他の評価項目

- ・社会調査士の資格を取得しているか、もしくはS1科目、S2科目両方の講習会を履修し試験に合格している
- ・アドバンスド社会調査セミナーを受講し試験に合格している

3. 資格認定者数

承認された「専門社会調査士(8条規定)」認定者の内訳は以下のとおりです。

	2019年				2018年			2017年			2016年		
	申請者	認定者	認定率		申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
申請区分(1)	99名	78名	79%	教員	88名	79名	90%	115名	98名	85%	80名	70名	88%
申請区分(2)	9名	9名	100%	実務者	16名	15名	94%	11名	7名	64%	12名	11名	92%
				院生	7名	6名	86%	7名	4名	57%	4名	0名	0%
申請者 合計	108名	87名	81%	申請者 合計	111名	100名	90%	133名	109名	82%	96名	81名	84%

以上